

復興推進計画の認定について

宮城県、茨城県及び両県内市町から申請のあった、4つの復興推進計画について、9月28日付けで認定します。概要は以下のとおりです。

記

1. 石巻市復興推進計画（変更認定）

平成24年7月27日に認定された産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）に関する復興推進計画（認定番号宮城第8号）の区域の追加

【対象区域の追加】雄勝町・北上町の一部区域の復興産業集積区域を追加

【追加する区域において集積を目指す業種】商業（小売業、サービス業等）、観光関連産業（宿泊業、飲食店等）、硯・石工品関連産業

※参考

認定番号宮城第8号の復興推進計画の概要

・産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）（商業、観光関連産業、再生可能エネルギー・リサイクル関連産業の集積を目指す計画）

【対象区域】石巻市牡鹿半島の一部区域の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】商業（小売業、サービス業等）、観光関連産業（宿泊業、飲食店等）、再生可能エネルギー・リサイクル関連産業（電気業等）

2. 七ヶ浜町復興推進計画（認定番号宮城第9号）

復興特区法第15条に基づく建築基準法上の用途制限に係る特例措置

【対象区域】七ヶ浜町亦楽（えきらく）地区

【特例措置の内容】第一種中高層住居専用地域において、二階建て以下、かつ、1,500㎡以下の事務所の建築を可能にする用途制限の緩和

3. 宮城県及び県内11市町の復興推進計画（認定番号宮城第10号）

産業集積関係の税制上の特例（国税、地方税）（農業及び農業関連産業の振興・集積を目指す計画）

【対象区域】宮城県内11市町（石巻市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町及び南三陸町）の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】農業及び農業関連産業※（食料品・飲料・飼料製造業、飲食料品小売業、宿泊業、飲食店、持ち帰り・宅配飲食サービス業）

※農業関連産業については、自ら農業生産を行う者が行う場合に限る。

4. 茨城県及び県内9市町の復興推進計画（変更認定）

茨城県及び県内9市町から申請があった認定復興推進計画（認定番号茨城第1号）の変更（工場立地法等の特例の追加）

【対象区域】茨城県9市町（日立市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、鉾田市、茨城町及び大洗町）の42の復興産業集積区域

【特例の内容】工場立地法等に基づく工場敷地に対する緑地等面積比率の基準（通常25%）について、地域の実情に応じて、条例により緩和することを可能とする。

認定を受けた復興推進計画については、復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

なお、認定書の交付を以下のとおり行う予定です。（※撮影可）

・上記1の復興推進計画

平成24年9月28日（金）15時30分 於：石巻市役所

・上記2の復興推進計画

平成24年10月1日（月）13時30分 於：七ヶ浜町役場

・上記3の復興推進計画

平成24年10月3日（水）13時30分 於：宮城県庁

（上記日時等は、変更される可能性があります。）

本件連絡先：

上記1から3の復興推進計画

復興庁

復興特区班 藤井、伊藤、妹尾、工藤、皿谷

TEL：03-5545-7365

宮城復興局 小泉、伊藤、佐藤（竹）

TEL：022-266-2166

上記4の復興推進計画

復興庁

復興特区班 藤井、日向

TEL：03-5545-7365

茨城事務所 渡辺、野中、杉浦

TEL：029-232-8088